

○山口県警察ヘリコプター・テレビシステム運用要綱（例規通達）

平成12年3月30日

生地第207号

第1 趣旨

この要綱は、山口県警察が保有するヘリコプター・テレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）を適正かつ効果的に運用するために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において「ヘリテレ」とは、警察用航空機に搭載したテレビカメラにより撮影した災害現場、事件・事故現場等の状況を警察本部等のテレビ画面を通じて見ることができる通信システムをいう。

第3 運用基準

ヘリテレは、山口県警察の航空機の運用等に関する訓令（平成6年山口県警察本部訓令第26号。以下「訓令」という。）第4条に規定する警察活動を行う場合において、必要により運用するものとする。

第4 運用責任者

- 1 警備部警備課に運用責任者を置き、警備部警備課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、ヘリテレの運用に係る業務を総括するものとする。

第5 運用要請

- 1 所属長は、ヘリテレを運用する必要が生じたときは、ヘリテレ運用要請（承認）書（別記第1号様式。以下「運用要請書」という。）を作成し、訓令第19条第1項に規定する航空機支援要請（承認）書（甲）に添付して警察本部長（以下「本部長」という。）に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により運用を要請し、事後速やかに運用要請書を提出するものとする。
- 2 本部長は、1の要請を受け、その必要を認めたときは、ヘリテレ運用承認書を作成し、訓令第20条に規定する航空機支援承認書に添付して運用を要請した所属長（以下「要請所属長」という。）に交付するものとする。

第6 実施責任者の指定

- 1 要請所属長は、第5に規定する運用要請を行うに当たり、所属職員の中からヘリテレに関する知識を有する者を実施責任者に指定するものとする。
- 2 実施責任者は、警備課航空隊員（以下「航空隊員」という。）と緊密な連携を図り、ヘリテレの効果的な運用に努めるものとする。

第7 運用要領

- 1 実施責任者は、航空隊員と協議し、事前に撮影地域、撮影構図等を検討しておくものとする。
- 2 航空隊員は、1の検討事項に基づき撮影を行い、映像を警察本部に送信

するものとする。この場合において、航空隊員は、実施責任者と連携を図り、撮影場所、テレビカメラの位置等の調整を行わなければならない。

- 3 実施責任者は、受信した映像を基に撮影現場の状況等を分析し、その分析結果を有効に活用するものとする。この場合において、実施責任者は、受信を行う際に使用する機材を操作するに当たり中国管区警察局山口県情報通信部員（以下「情報通信部員」という。）に協力を求めることができる。

第8 電波障害への対応

実施責任者は、電波障害により映像を受信することができないときは、可動式の中継機材を搬送し、当該機材により映像を受信の上、警察本部等に当該映像を送信するものとする。この場合において、実施責任者は、航空隊員及び情報通信部員と連携して適正な運用に努めなければならない。

第9 運用記録

運用責任者は、ヘリテレを運用したときは、ヘリコプター・テレビシステム運用記録（別記第2号様式）を作成し、運用状況を明らかにしておくものとする。

第10 映像の管理

- 1 映像を録画したときは、要請所属長がその録画した映像を管理するものとする。
- 2 映像を部外者等に配信するときは、要請所属長は運用責任者とその必要性を協議し、本部長の承認を受けなければならない。

第11 障害発生時の措置

- 1 要請所属長は、機器の障害を認知したときは、速やかに運用責任者に連絡するものとする。
- 2 運用責任者は、1の連絡を受けたときは、中国管区警察局山口県情報通信部機動通信課長（以下「機動通信課長」という。）と連携し、復旧に向けた必要な措置を講じなければならない。

第12 関係所属との連携

運用責任者は、ヘリテレの運用に当たっては、刑事部刑事企画課長、機動通信課長等と連携を図り、効果的な実施に努めなければならない。

別記

第 1 号様式（第 5 関係）

			第 年	月	号 日
警 察 本 部 長 殿					
所 属 長					
ヘリコプター・テレビシステム運用要請（承認）書					
ヘリコプター・テレビシステムの運用について、次のとおり要請します。					
目	的				
日	時				
撮	影	地	域		
実	施	責	任	者	
配	信	先	部	内	
			部	外	
記	録	○ 録 画：			
		○ 映像の措置：			
備	考				
第	号				
ヘリコプター・テレビシステム運用承認書					
上記について、要請のとおり承認する。					
年 月 日					
警 察 本 部 長					

注 可動式の中継機材を使用するときは、「使用場所」及び「搬送者名」を備考欄に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第2号様式 (第9 関係)

ヘリコプター・テレビシステム運用記録

課長		災害対策官		次長		関係職員				作成者			
運用日時		年 月 日 ～											
運用所属及び 実施責任者 (操作担当者)													
運用目的													
撮影地域													
部外配信先													
映像		☐ 録画なし ☐ 録画あり（措置 ）											
機器の状況													
運用 状 況		使用時間						累 計					
	機上 設備	T2	時間		分・	回		T2	時間		分・	回	
		MX10	時間		分・	回		MX10	時間		分・	回	
		計	時間		分・	回		計	時間		分・	回	
	中継 設備	中継所	時間		分・	回		中継所	時間		分・	回	
		可搬型	時間		分・	回		可搬型	時間		分・	回	
		その他	時間		分・	回		その他	時間		分・	回	
		計	時間		分・	回		計	時間		分・	回	
備考													

注 可搬式の中継機材を使用したときは、「使用場所」、「搬送者名」を備考欄に記載すること。飛行毎に記載し、用務が異なるときは、①、②の後に必要事項を記載する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。